

野洲市資料提供

提供年月日	令和 3年 4月 23日
担当部課	健康福祉部子育て家庭支援課
担当者	辻村・望月
連絡先電話番号	077-587-6884 (2339)

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」 について

1 施策の目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

2 事業の実施主体と経費の負担

- (1) 実施主体は野洲市
- (2) 実施に要する経費（給付事業費及び事務費）については、国が全額補助（10/10）

3 支給対象者

低所得のひとり親世帯

- ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- ②公的年金等を受給していることにより児童扶養手当の支給を受けていない者
ただし、児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る額の受給者に限る。
※「公的年金等」とは、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

4 給付額

児童1人当たり一律5万円

5 支給時期

3の①については、児童扶養手当受給者への支給のため、申請なしで同手当の支給情報を基に、3月・4月分の児童扶養手当に合わせて5月11日に支給予定。

②及び③の対象者には、案内文と申請書を送付し、申請受理後に支給。

6 概算総事業費

32,680千円（うち給付事業費29,800千円、事務費2,880千円）

※対象児童数596人（405世帯）

7 その他

ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対しては、別途、支給を実施する方策を国において検討中。